

矢板市文化財保存活用地域計画作成業務委託事業者選定

公募型プロポーザルに関する質問への回答

令和7年5月19日

	質問	回答
1	実施要領 10（企画提案書の提出） 提案書のページ数についての規定等はあるのか？	ページ数の規定は特に設けておりません。
2	仕様書第 19 条（基礎調査） 文化財保存活用地域計画を作成する場合、住民向けのアンケート調査を実施する所が多いかと思うが、今回の委託内容ではアンケート調査を実施しないのか？	令和7年度から文化財保存活用地域計画の作成作業を開始するにあたり、業務概要と協議会メンバーを検討するための住民向けアンケート調査を令和6年度に実施しております。 このアンケート調査の結果につきましては、矢板市が集計と整理作業を実施しており、計画作成の基礎調査において情報提供させていただきます。